



きたほ Hot Line 2017.12

発行部数 3,000部 • 平成29年12月号 第509号
• 平成29年12月1日発行 • 毎月1日発行



2ページ
今月の喜多宝人
聞かせて!!
社長さん

木村 智明さん
トキワプランニング(株) (建築業)

【活動報告】3ページ

北西支部

『研修会&異業種交流会』を開催!

泉東支部・泉西支部合同

『税務研修会』を開催!

研修事業を続々と開催!

仕事に活かせる!Excel便利技講座

【女性部会】3ページ

親会主催「税の絵はがき展」「税を考える週間街頭キャンペーン」

スタッフとして奮闘してきました!

【青年部会】3ページ

『税務調査勉強会&異業種交流会』を開催!

【タックスQ&A】4ページ

医療費控除は領収書が
提出不要となりました

【ビジネスニュース】5ページ

無料に隠れたビジネスチャンス

【新入会員の紹介】5ページ

平成29年8月18日から10月19日入会申込分

【特集記事】6ページ

いよいよ来年4月スタート!

まだ間に合う「無期転換ルール」への取組み方

(株)人事サポートプラスワン 代表取締役 松本 健吾 氏

【活動報告 他】8ページ

『税の絵はがき展～税を考える週間～』を開催!

『税を考える週間』街頭キャンペーンに参加!

仙台北税務署管内地区税務協議会主催

『租税教室指導者研修会』が開催される

行事予定はホームページをご覧ください。

<http://www.kitaho.or.jp>

仙台北法人会

検索

きたほHotLineは皆様の会費によって製作されています。

今月の喜多宝人

聞かせて!!

社長さん

小さな修繕から、大規模なリフォーム、新築工事まで、お任せください

秋晴れの心地良い日
が続いている10月中旬、
今回は仙台市青葉区

行うことになり、その会社に就職
することが出来ました。

小田原にある「トキワ
プランニング株式会社」
様を訪ね、代表取締役の
木村さんにお話を伺い
ました。

コンピューターの プログラマーを目指して

私は昭和36年に宮城県気仙沼市本吉町で生まれ、高校卒業まで地元で過ごしておりました。幼い頃は兄弟3人で野山を駆け回りながら遊んでいました。中学・高校時代は、バレーボール、サッカー、卓球など球技と、とにかく体を動かすことが好きでした。高校卒業後は、ちょうどパソコンの普及が始まっていた事もあって、コンピューターのプログラマーにあこがれて仙台の電子系専門学校に入学しました。1年間勉強し、憧れのプログラマーにはなれなかつたものの、経理やパソコンの使い方を覚えたおかげで、卒業後、仙台の建設会社がパソコンを導入して経理を

考えるようになつていました。ちょうどその頃、知り合いから青葉興業株式会社で建築現場を見る、若い現場監督を探しているのでやつてみないかと声をかけられ、今までとは対照的に体を使った仕事をやってみようと考え、建築業の経験はなかつたのですが、お世話になることにしました。

実は私の父親は大工だったのですが、小さい頃からずっと父親の仕事を見ていて、大変そうだと思っており建築業は考えていなかつたのに、結局は多少の違いはあるものの、親と同じ道に進むことになつてしまひました。

私が入社したときの弊社は、登記上、設計事務・建築業・保険販売業・旅行代理店・飲食業など業種が多岐にわたつておりましたが、建築業をメインにやつて行こうと考え、他の業種は止めることにいたしました。

弊社は、小さな修繕から、大規模なリフォーム、新築工事まで、お客様のご希望に合わせてお見積もりやご提案をしていきたいと考えております。

会社の規模を大きくしたいとかなり建築業は考えていなかつたの余り考えたことがありませんが、今の事業を充実させていかに周りの従業員やその家族が、幸せに暮らしていくかを常に考えて

就職してから10年くらいは、経理特に会社や業務に不満があつたわけではないのですが、私が28才の時に、ふとこのままずっと座つてこの仕事をしていくのかと思い、なにか別なことをしてみたいと考えるようになつてきました。ちょうど

木村に就任いたしました。
私が入社したときの弊社は、登記上、設計事務・建築業・保険販売業・旅行代理店・飲食業など業種が多岐にわたつておりましたが、建築業をメインにやつて行こうと考え、他の業種は止めることにいたしました。

趣味は、「今はゴルフですね。元々体を動かすことが好きで、忙しくてあまりコースには行けないのでですが、練習場にはよく行きます。子供が小さい頃はサッカーを教えたりもしていました。」とのことでした。また、「読書も好きですし、たまに娘と映画を見に行つたり、妻とは旅行に行つたり、二人いる息子は家庭を持ち別に暮らしているのですが、その子達、私の孫ですが二人ずついますので会いに行く事も楽しみにしています。」と笑顔で語つていただきました。今後益々のご活躍をお祈りいたします。



[トキワプランニング 株式会社] 代表取締役社長 木村 智明さん

〒980-0003 宮城県仙台市青葉区小田原5-1-53-204 TEL 022-217-0603

◆この記事は、各支部長の推薦により掲載しております。

掲載を希望される方は各支部長又は事務局に申し出いただき、支部長の推薦により決定いたします。

アフラックは「がん保険」も「医療保険」も選ばれて契約件数No.1*

*平成23年版
「インシュアランス生命保険統計書」より



■引受保険会社(お問い合わせ先)

Aflac

アフラック(アメリカンフューチャー生命保険会社)

仙台総合支社 〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22階

法人会 0120-876-505

北西支部『研修会&異業種交流会』を開催!

北西支部(扇功支部長)では、去る10月23日(月)18:00~「シェルブル」にて『研修会&異業種交流会』を出席者22名で開催いたしました。

今年度は、あの【プラタモリ(NHK)】にもご出演された木村浩二氏を講師としてお招きし「伊達政宗のまちづくり～城下町仙台の成り立ち～」と題しましてご講演いただきました。

仙台城と若林城の2つの城があつた特殊な町仙台とその城下町の成り立ちや、河岸段丘に作られたことによる段差や用水・排水について古地図を用いて現在の場所と重ね合わせながら説明いただきました。

出席者からは「時間が短かった」「もう一度聴きたい」「もっと地元の歴史を学びたい」などの声が多く挙がり、大好評の事業となりました。



泉東支部・泉西支部合同『税務研修会』を開催!

泉東支部(嶺岸義雄支部長)、泉西支部(高橋文蔵支部長)が、去る11月8日(水)、仙台銀行ホールイズミティ21にて合同で税務研修会を開催しました。

講師に、仙台北税務署 法人課税第一部門統括国税調査官の夏坂真史氏を迎え、平成31年10月より導入される『消費税の軽減税率制度』について説明をしていただきました。対象品目はどのようなものがあるのか、事業者にはどのような影響があるのか、請求書、仕入帳、売上帳にどのように記帳しなければならないかなど、具体的な事例を交えながら資料に沿ってお話し下さいました。

出席者は、熱心に聞き入っており、まだ先の話とはいえ早めの準備が必要なことや、消費者目線でも様々考えさせられる研修会となりました。



研修事業を続々と開催!

仙台北法人会では様々なセミナーを多数開講しております。

今後のセミナーも随時ホームページや広報誌等でご案内してまいりますので、奮ってご参加下さい!

【仕事に活かせる!Excel便利技講座】

10月18日(水)、有限会社マハロ研修室において、「仕事に活かせる!Excel便利技講座」を開催し、7名の皆様にご参加いただきました。

講師には、有限会社マハロ代表取締役の相澤桂子先生をお招きし、仕事で役立つExcelの便利な機能に加え、簡単なマクロの操作方法を教えていただきました。

今回の講座では、住所録を作るときの便利な機能やグラフの新機能、書式設定のさまざまな方法、パスワード設定、マクロなどExcelで出来るさまざまな便利技を基礎からちょっとした裏技までご紹介いただき、参加者からは「すぐに役立つ機能を教えていただき、明日からの仕事に活かせそう」「マクロがこんなに便利なツールだとは知らなかった。もっと詳しく知りたい」などの感想をいただき、満足された方の多いパソコンセミナーとなりました。



セミナーの様子

相澤桂子先生

青年部会 Information

『税務調査勉強会&異業種交流会』を開催!

青年部会(清水俊弘部会長)では、去る10月6日(金)18:00~「パレスへいあん」にて、『税務調査勉強会&異業種交流会』を開催し、部会員39名・一般37名の計76名の参加がありました。

第一部の勉強会では、始めに映像を交えての青年部会紹介を行い、その後、(税)プロフェッショナル 乾比呂人税理士より「数字から分かる税務調査の現状」と題してお話し下さいました。

第二部の異業種交流会は、名刺交換や情報交換などで地元若手経営者等の人脈を広げる機会となり、また懇親を図りながら乾先生によるクイズを行ったりと、一般参加者にも楽しんでいただけたと共に当部会の意義・楽しさも伝えられた有意義な事業となりました。



青年部会会員大募集中!

詳しくはホームページで <http://www.yg88.com/>

女性部会 Information

親会主催『税の絵はがき展』『税を考える週間街頭キャンペーン』スタッフとして奮闘してきました!

女性部会(鈴木征子部会長)では、去る10月29日(日)に親会が主催した事業『税の絵はがき展』と仙台北地区税務関係団体協議会主催の『税を考える週間街頭キャンペーン』で、スタッフとして奮闘してまいりました。

税の絵はがき展では、女性部会が毎年小学6年生を対象にした『絵はがきコンクール』の応募作品の掲示ということもあり、設営準備にはじまり、来場者に対するおもてなしから撤収作業まで、スタッフまた出演者として14名が参加しました。応募してくれたお子さんも家族で観に来ていた様子で、笑顔で作品を眺めていました。

街頭キャンペーンでは、「『税を考える週間』がもうすぐはじまります。」と呼びかけながら、仙台市青葉区の定禅寺通りを啓蒙グッズのティッシュを配布しながら通行する市民に呼びかけました。この日は『全日本大学女子駅伝(杜の都女子駅伝)』の開催日ということもあり、生憎の雨にも関わらず、そこそこの人出があり、あっという間にグッズを配布し終えたようでした。



街頭で啓蒙グッズを配布する
小山直前部会長(左)と鈴木部会長(右)

女性部会会員大募集中!

入会初年度は年会費無料です。

税務署からのお知らせ

医療費控除は 領収書が提出不要となりました

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

- ※ 医療費の領収書は自宅で**5年間**保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
 - ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載例

国税太郎さんの例 (生計が同じ妻：花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■■病院	診療	6,000 円 ①
5/28	■■病院	診療	3,400 円 ①
<hr/>			
	▲▲薬局	医薬品	700 円 ②

国税花子さんが受けた医療			
9/13	○○診療所	診療	3,300 円 ③
		医薬品	1,100 円 ③

- ・ 医療を受けた人
- ・ 病院・薬局
- ごとに医療費を合計して記載します。



平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～③を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の5項目が記載されたものであります。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

①被保険者の氏名、②被保険者が受けた年月、③被保険者が受けた月、④被保険者が受けた診療所、薬局等の名称、⑤被保険者が支払った医療費の額、⑥医療費通知の印

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (ひ)うちその中に実際に支払った医療費の額	(3) (ひ)うち生命保険や社会保険などで賄はれる額
日	日	円

2 医療費（上記1以外）の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名前」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

医療を受けた方の氏名	②病院・薬局などの支払先の名称	③医療費の区分	④支払った医療費の額	⑤⑥(ひ)うち生命保険や社会保険などで賄はれる金額
医療を受けた方の氏名	②病院・薬局などの支払先の名称	③医療費の区分	④支払った医療費の額	⑤⑥(ひ)うち生命保険や社会保険などで賄はれる金額

2 医療費（上記1以外）の明細欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■病院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400 円
② 同上	▲▲薬局	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	700 円
③ 国税花子	○○診療所	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	4,400 円

医療費控除の申告は 確定申告書等作成コーナーで!

「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー

検索

www.keisan.nta.go.jp

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIU損害保険株式会社 仙台営業支店 TEL. 022-726-7551

政府労災の上乗せ補償制度
**アットワーク
ハイパー任意労災**

火災と地震災害に備える
**プロパティーガード
+ 地震対策プラン**

企業向け第三者賠償保険
**企業賠償保険
STARS (スター)**

個人情報の漏洩事故対策
**個人情報漏洩
対策プラン**

有限会社サンライズロジテム
取締役社長 濑谷 春夫

無料に隠れたビジネスチャンス

◎ コンビニの割り箸

数 か月前の出来事です。お昼にコンビニへ立ち寄ったところ、先ほど買い物をしたと思われる男性がおもむろにレジに近づいてきて「割り箸が入っていなかったぞ!」と店員さんに対して怒鳴りつける場面がありました。

店員さんは新人らしく、顔を真っ赤にして謝りながら、男性に割り箸を渡していました。

私もコンビニで割り箸が入っていなかったことが何度かあります、店員さんを叱る気にはとてもなれず、万が一のため事務所には割り箸を常備しています。

先日、取引先のAさんと打ち合わせをした際、コンビニの割り箸について話したところ、Aさんの言葉で目からウロコが落ちる思いがしました。それは次の通りです。

「コンビニでお弁当を買って、割り箸が入っていないとクレームをつけるのはおかしい。割り箸を入れるのは、あくまでもお店側の善意の行為。無料のサービスに対して、提供されなかったからと言って店員を叱るのは間違っている」。

Aさんは学生時代、コンビニでアルバイトをした経験があり、過去に割り箸やストローが入っていないとクレームを頂いたことが多々あるようでした。

Aさんの話を聞いて、コンビニで割り箸やストローをつけてもらえるのは当たり前と思っていた自分自身を恥ずかしく思いました。

コンビニの割り箸はコストがかかっているものであり、厳密には

無料ではありません。コンビニでお弁当を購入するともらえる割り箸が有料になれば、「入っていなかった」というクレームは無くなるとともに、お店にとっても収益源の1つとなります。

当社の運送業界の話で恐縮ですが、運送約款が一部改正され(平成29年11月施行)運送会社は運賃に加えて、荷物の積込みや荷下ろし作業の料金が請求できるようになりました。

トラック運転手は荷物の輸送以外に、荷物の積込みや荷下ろし作業も行っています。以前の運送約款ではこうした作業に料金が発生することが規定されておらず、料金を請求できないケースが多かったと思われます。

運 送会社が荷物の積込みや荷下ろしを無料で実施しても、お客様に「当たり前の行為」と思われてしまえば、せっかくのサービスも台無しです。サービスを提供する側と受ける側には、常に「認識のギャップ」が存在します。

これまで無料で実施していたサービスを有料化する視点は、自社の事業に応用すると新しい収益源を生み出すヒントになります。特に注目すべきは、自社で提供している事業の前後に存在する「付帯業務」です。

もちろん、これまで無料だったものを有料にするためには、お客様が納得する内容に変える必要があります。有料化を検討する過程において、これまで気付かなかつたお客様のニーズが見えてくるはずです。

新入会員の紹介

平成29年10月26日理事会承認

(敬称略)

■正会員

入会月	支 部	法 人 名	業 種	紹介者・備考
8月	宮 城	清野建設(株)	土木建設関連(建設業)	(株)トラストパートナー<清野雅善>
9月	黒 川	ワインスト(同)	飲食・宿泊業(給食・配食事業)	
9月	黒 川	(株)宮原工業	土木建設関連(防熱工事)	AIU損害保険(株)<鈴木明由>
9月	泉 東	FPI不動産(株)	不動産業(不動産売買・賃貸・管理)	
9月	泉 東	(株)情熱ノチカラ	飲食・宿泊業	
9月	泉 西	SENDAI BASE(同)	製造業(リフォーム等)	
9月	泉 東	(同)インベストプロ	不動産業	
10月	黒 川	(株)マルリョウ土木建設	土木建設関連	(株)東北永愛友商事<関口憲彦>
10月	北 西	(株)Alike	土木建設関連(設備工事)	(株)トラストパートナー<清野雅善>
10月	北 東	(株)協栄経理	他に分類されないもの(会計事務所)	
10月	北 東	(株)千葉工務店	土木建設関連(建築業)	AIU損害保険(株)<鈴木明由>
10月	北 東	(株)リブインザモーメント	飲食・宿泊業(飲食店経営)	コスモ警備(株)<清水俊弘>

■ 賛助会員(支店法人・管轄外法人・個人)

(敬称略)

入会月	支 部	法 人 名	業 種	紹介者・備考
8月	泉 東	湘南証券年金プランニング(株)仙台支店	金融・保険業(金融商品仲介業)	
10月	北 西	高橋たくみ事務所	他に分類されないもの(仙台市議会議員)	(株)ホーブス<小堤啓司>
10月	北 東	心和総建<平 大和>	土木建設関連(建設業)	AIU損害保険(株)<鈴木明由>
10月	北 西	(同)仙台洋酒販売	卸売業・小売業(酒販小売業)	(有)東日開発<佐藤修一>

※掲載を辞退された会員様を除いております。

アフラックは「がん保険」も「医療保険」も選ばれて契約件数No.1*

*平成23年版
「インシュアランス生命保険統計書」より

■引受保険会社(お問い合わせ先)



アフラック(アメリカンフューチャー生命保険会社)

仙台総合支社

〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22階

法人会 ☎ 0120-876-505



特集

いよいよ来年4月スタート! まだ間に合う「無期転換ルール」への取組み方

(株)人事サポートプラスワン代表取締役 松本 健吾

雇用期間を定める意味

一般的な非正規雇用とは、雇用期間を定めた有期の労働者(有期社員)のこと、全国で約2,000万人います。そのうち約3割が、通算5年を超えて反復更新している実態にあり、実質的には、会社にとって不可欠な恒常的な労働力として、定着していることも多く見られます。それにも関わらず、どうして会社は、有期社員としたいのかを考えたならば、受注の変動等に対応するための雇用の調整機能としてではないでしょうか。「仕事が減った時に正社員の解雇は難しいが、有期社員なら期間満了で辞めてもらえる」ということのようです。しかし、法的には、契約した雇用期間のみ働くのが有期社員であり、更新することを前提としていないと考えられ、「」にギャップがあり、問題が生じます。

とくに、有期社員の雇用期間を会社の都合で更新しないことを「雇止め」と言いますが、反復更新により、社会通念上、解雇と同視できると認められる

場合、または、更新されると期待することに合理的な理由が認められる場合は、原則的に「雇止め」はできません。

もともとの判断は、雇用の臨時性・常用性、更新の回数、雇用の通算期間、契約期間管理の状況、雇用継続の期待をもたせる使用者の言動の有無などを総合的に考慮しなければならず、実際は裁判でしか、決着はつきません。しかし、健全な労使関係のもとに、有期社員側が「もともと、雇用期間を定められた契約だったから、しようがない」と納得して、トラブルに発展していないだけであることを知つておかなければなりません。

無期転換ルールのあらまし

このような労働環境のなか、有期社員に対する「無期転換ルール」がスタートします。

この無期転換ルールとは、同じ会社に対する「無期転換ルール」がスタートします。

この無期転換ルールは、平成25年4月に改正された労働契約法で決まりました。しかし、改正以降に開始した雇用期間からカウントすることになります。そのため、1年の雇用期間を更新している場合、最速で平成30年(4月)から開始されることになります。そのため、1年の雇用期間を更新された有期社員には、無期労働契約(期間の定めのない労働契約)への

転換を申込む権利(無期転換申込権)が発生し、有期社員がこの権利行使して会社に申込んだならば、会社は断ることができる、無期の労働契約に転換しなければならないというものです。これによって、有期社員は、雇止めの不安から解消され、雇用の安定につながることになるのです。

このルールの対象となる有期社員は、一般的には「契約社員」「パートタイマー」「アルバイト」と呼ばれる労働者で、名称に関わらず、雇用期間に定めのある労働者すべてが対象になります。なお、「派遣社員」は、派遣元にて対応が求められます。



超えて更新された雇用期間内のいつでも申込みができ、申込んだ時点で成立します。ただし、すぐに切り替わるわけではなく、次の更新のタイミングで、無期労働契約に転換されます。このように、無期転換申込権が発生する時期が迫っていることを踏まえと、早期に対策を検討する必要があります。

なお、雇用期間を通算しなくてよい「ワーリング期間」も定められ、空白期間が6か月（雇用期間が1年未満の場合はその期間に2分の1を乗じて得た期間）以上ある場合は、通算しないことになっています。

無期転換ルールが除外される特例

有期社員であれば、原則的にすべて無期転換ルールの対象となります。少し特殊なケースもあります。例えば、5年を超えるプロジェクトに、高度専門職として有期社員として雇つた場合、無期転換ルールが適用されると、プロジェクトが終了した後も雇用し続けなければなりません。また、60歳で定年を迎えた後、嘱託社員として再雇用され5歳を過ぎて更新されると、無期転換ルールが適用されることになります。新たな定年がなければ、生涯雇用し続ける状況になります。そこで、このような場合、高度専門職はプロジェクトの開始の日から完了の日までの期間（上限10年）、継続雇用の高齢者は無期転換申込権が

能力が有効に發揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成し、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出しなければなりません（労働基準監督署経由での提出可）。そのうえで、計画が適切であれば、認定が行われ、無期転換ルールに関する特例が適用されます。つまり、会社が独自で判断することはできず、認定がなければ、原則どおり無期転換ルールの対象となります。

発生しないという特例が適用されます。ただし、この特例の適用を希望する会社は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に發揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成し、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出しなければなりません（労働基準監督署経由での提出可）。そのうえで、計画が適切であれば、認定が行われ、無期転換ルールに関する特例が適用されます。つまり、会社が独自で判断することはできず、認定がなければ、原則どおり無期転換ルールの対象となります。

なお、雇用期間を通算しなくてよい「ワーリング期間」も定められ、空白期間が6か月（雇用期間が1年未満の場合はその期間に2分の1を乗じて得た期間）以上ある場合は、通算しないことになっています。

転換後の3つの方向性

有期社員は、正社員と比べて責任が小さいことや転勤がないことなど、働きやすい面もあり、有期社員といつても働き方を選択している人もいます。このような有期社員は、無期労働契約について申込んでこないなら、転換する必要はありません。

また、無期転換ルールにおいては、有期社員の中込みに基づき、無期労働契約になるだけです。しかし、「無期労働契約＝正社員」ではありませんので、有期社員が無期転換した場合の働き方を構築する必要があります。

この場合、企業の取るべき対策としては、次の3つの方向性が考えられます。

① 積極的に正社員に登用する「ポジティブスタイル」

② 期間だけ無くして他は変えない「ユートラルスタイル」

未来に向けて積極的な仕組みづくり

「人手不足は困るけど、人件費は増やしたくない」というのが、会社の本音

③ 5年を超えて更新しない「ネガティブスタイル」

それぞれを見てみると、①では人件費の増大、③は人手不足が懸念されるところです。また、③においては、新たに雇用する有期社員との契約で、更新上限を定めることは許されますが、すでに反復更新してきた有期社員に追加することは、雇止めとして大きなリスクとなり、慎重な対応が必要です。

そこで、多くの会社で選択すると予想されるのが②であり、「準社員」「無期契約社員」「限定社員」といった名称で、正社員でも有期社員でもない、新たな身分の社員が生まれます。しかしながら、基本的には雇用期間を除いて働き方は変わらないため、大きな変更はありません。ただし、少なくとも、雇用期間がなくなると定年を設けることを検討しなければならず、正社員の定年制を準用することで、「雇止めされることなく、自動的に定年まで更新が続く有期社員」といって、イメージになります。

なお、有期社員に定年を定めている場合もありますが、定年とは、本来は無期労働契約のためのルールであり、有期社員の場合は、更新基準として年齢を設定したもので、定年とは別のもとのであるということが、正しい捉え方です。

最後になりますが、国でも、さまざま年齢を設定したものの、定年とは別のものであるということが、正しい捉え方です。

最後になりますが、国でも、さまざま支援が行われています。

特に、有期社員を正社員化する取組を実施すること等による「キャリアアップ助成金」というものがあります。会社が円滑に無期転換ルールを導入する上でもメリットがあるものですので、ぜひご活用ください。

『税の絵はがき展～税を考える週間～』を開催!

去る10月29日(日)、せんだいメディアテーク1階のオープンスクエアにおいて、今年で3回目となる「税の絵はがき展」を開催しました。

この事業は、「税」についてもっと身边に感じてもらおうという趣旨で、昨年仙台北税務署管内の小学6年生から応募された「第9回税に関する絵はがきコンクール」の応募作品の展示をはじめ、高校生による租税教室＆税金クイズ(東北生活文化大学高校生徒)、税理士による「消費税の軽減税率と支援策」についての講話のほか、弁護士・税理士・司法書士・社会保険労務士の各専門家が対応する無料相談コーナーなどを行いました。

またステージでは、税の仕組みを学ぶアニメ上映のほか、モダンダンス・パレエのステージやピアノ＆フルート&尺八によるミニコンサートなどが行われ、会場に訪れた来場者を楽しませていました。(一般来場者648名、税務関係団体84名)

さらに会場の一角では、一億円レプリカの展示コーナーを設け、一億円とはいってもそれくらいの重さがあるのかを実際に持ち上げて、重さを体感してもらいました。ジュラルミンケースから取り出した一億円レプリカを持ち上げてもうと、「こんなに重いとは思わなかった!」「10kgって聞いたけどもっと重く感じる」「重くて持ち上がらない!」と驚いた方がほとんどでした。

12時30分から15時30分までの開催でしたが、9時から16時30分まで多くの役員、会員の皆様に会場設営から後片づけまで従事していただき、本当にありがとうございました。



菅原一博会長あいさつ



高校生による租税教室＆税金クイズ

集合写真

絵はがき展示風景

会場の様子

～この社会あなたの税がいきている～「税を考える週間」街頭キャンペーンに参加!

国税庁で実施している「税を考える週間」を前に、仙台北地区税務関係団体協議会(会長 菅原一博)では、10月29日(日)11時30分より街頭キャンペーンを行いました。

当日はあいにくの雨模様となりましたが、同日開催の「税の絵はがき展」に合わせ、場所はせんだいメディアテーク前から仙台三越前の間ににおいて、構成団体会員等の62名で税知識の普及や啓発を呼びかけるポケットティッシュやチラシなどを配布しました。

当法人会からは菅原会長をはじめ、役員、その他公益事業推進委員、女性部会員など約30名が参加。また仙台北税務署からは齋藤裕署長、丹野昭筆頭副署長、佐伯保副署長、山根憲司副署長など幹部の方をはじめ、仙台北県税事務所、仙台市役所、東北税理士会仙台北支部、仙台北青色申告会、仙台北小売販組合、仙台北簡税会、仙台北・中税地区納税貯蓄組合連合会の方々にも多数駆けつけていただきました。



街頭キャンペーンの様子

仙台北税務署管内 地区税務協議会主催 『租税教室指導者研修会』が開催される

さる10月6日(金)、仙台北税務署管内地区税務協議会主催の『租税教室指導者研修会』が仙台北税務署で開催されました。女性部会・青年部会より9名で参加し、税務広報広聴官より租税教育を取り巻く環境の説明・外部講師としての心がまえやポイントを学習した後、実践編として45分の模擬授業を受けました。

今年度で活動10年目となる小学6年生対象の『租税教室』。11月下旬から1月下旬にかけて右記10校を担当する予定です。



一小学6年生対象「租税教室」実施予定校	
平成29年 11月27日(月)	仙台市立愛子小学校
12月15日(金)	仙台市立国見小学校
平成30年 1月12日(金)	仙台市立木町通小学校
1月17日(水)	仙台市立中山小学校
1月18日(木)	仙台市立燕沢小学校
1月22日(月)	仙台市立北六番丁小学校
1月23日(火)	富谷市立富ヶ丘小学校
1月24日(水)	仙台市立東六番丁小学校
1月29日(月)	仙台市立鶴谷東小学校
1月30日(火)	仙台市立旭丘小学校

【参加団体】

宮城県仙台北県税事務所／東北財政局／仙台市／大和町／富谷市／大郷町／大衡村／東北税理士会仙台北支部／一般社団法人仙台北青色申告会／仙台北簡税会／公益社団法人仙台北法人会／仙台北税務署

編集後記

日没から夜明けまで営まれる経済活動全般のことを指す「ナイトタイムエコノミー(夜遊び経済)」という言葉があります。

先に行ったロンドンなどは24時間公共交通機関が走り、深夜のダウントンでもパブやスーパーも普通に開いていて若者や普通の市民が動き回っている。私も気軽にプラつけるとても楽しい街でした。短い時間を存分に楽しむ旅行者にとっては眠らない街は嬉しいですよね。なぜすでに眠らない東京はそうしないのでしょうかね。ロンドンでは地下鉄を24時間にして240億円の経済効果を生んだそうです。

仙台は公共交通機関が終了する24時頃を境に街は早々に

眠りに落ちていくわけですが、せめて金曜日や土曜日に地下鉄や一部の循環バスを工夫して朝まで動かしたらどうでしょうかね。若者の街ですから新しいサービスも生まれて経済活動が活発になるのではないかと思います。飲食ばかりではなくコンサートなどの文化的イベントが深夜でも行われたら楽しいですよね。いかがなものでしょうか。

最近の私は、ナイトタイムエコノミー活動は極めて控えめですが、誘われればその限りではございませんので、是非夜の街へお誘いください。

鈴木 英信 (株インテグ)

仙台北法人会のホームページをご覧ください!!

- インターネットセミナー 495タイトルが見られます。(11/17現在) 専用コンテンツはID:hj1201「パスワード:0151」でご覧になれます。

会員の皆様へ ▶ お役立ちリンク ▶ インターネットセミナーの受講はこちらから

